

# 財 務 デ ー タ

経済・金融情勢の回顧 .....	7
2025年度中間期の連結業績の概況 .....	8
中間連結財務諸表 .....	9
営業の状況（連結） .....	23
2025年度中間期の単体業績の概況 .....	24
中間財務諸表 .....	25
資本の状況（単体） .....	30
損益の状況（単体） .....	31
営業の状況（単体） .....	34
債券・預金 .....	34
融資 .....	36
証券 .....	42
国際 .....	45
その他 .....	45

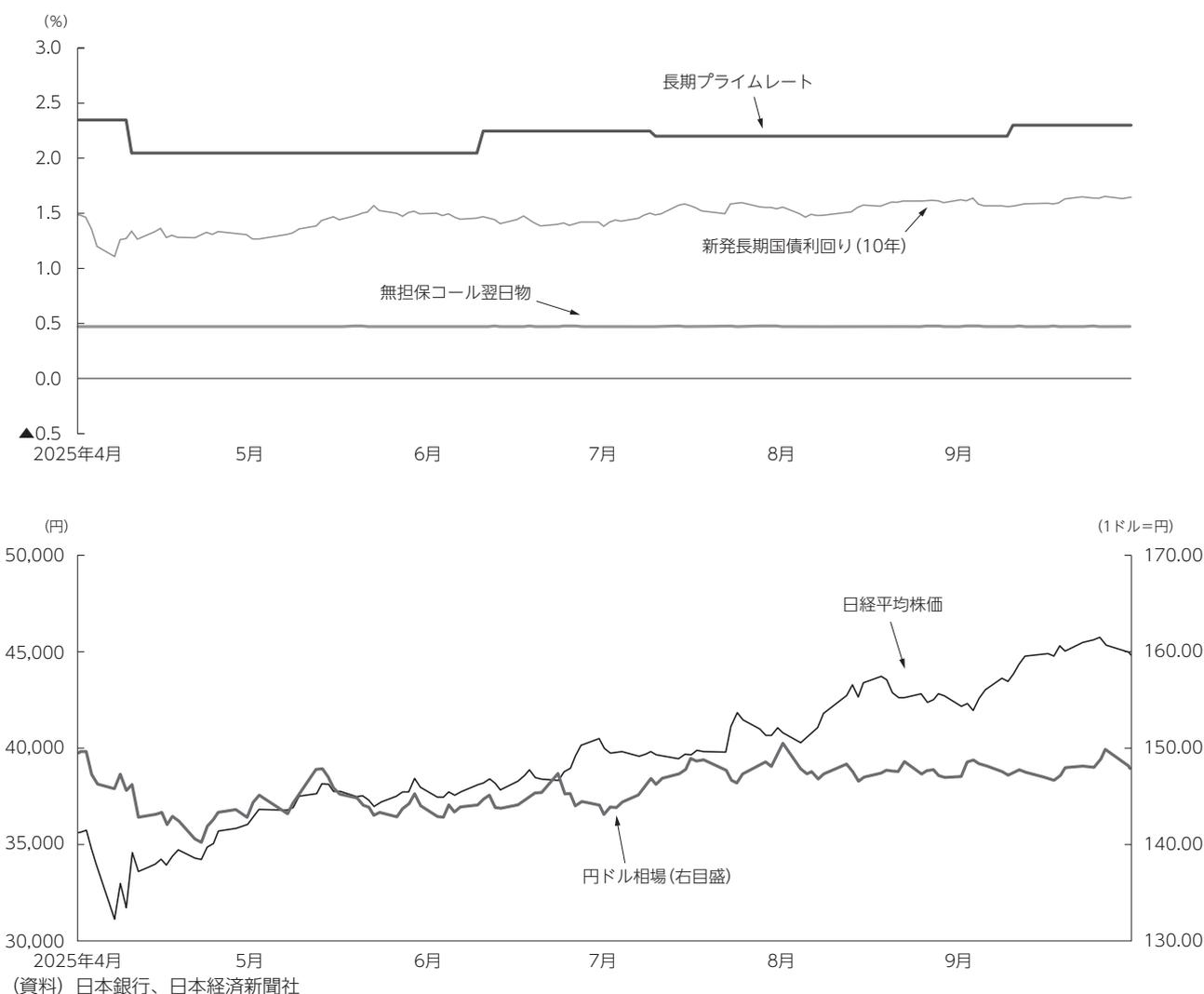
## >>> 経済・金融情勢の回顧

当中間連結会計期間のわが国経済をみますと、米国の通商政策等の影響により一部に弱めの動きも見られましたが、全体としては緩やかに回復しました。

賃金は上昇した一方で、物価の上昇を加味した実質所得は伸び悩み、個人消費は緩やかな回復にとどまりました。インバウンド需要は引き続き好調でしたが、米国の通商政策等の影響により、輸送用機器を中心に財の輸出はおおむね横ばいとなりました。それを受け、生産活動も一進一退の動きとなりました。

こうした状況の中、「商工中金景況調査」から中小企業の景況感をみると、5月調査では米国通商政策の先行き不透明感から悪化しましたが、8月調査では関税措置に係る不透明感がやや解消され、景況判断指数は持ち直しました。

金融面では、米国トランプ大統領による相互関税の公表直後、世界経済の後退懸念から長期金利は低下し、為替相場は円高が進行、株価は急落しました。その後は交渉の進展等から悲観的な見方が後退し、物価の上昇基調や財政悪化への懸念も相俟って金利は上昇に転じました。円の対ドル相場は日米金利差を巡る市場の思惑により140円台後半まで円安に戻し、日経平均株価も円安などを背景とした本邦企業の業績改善見通しから、9月には史上初となる4万5千円台となりました。



## >>> 2025年度中間期の連結業績の概況

### ■ 主要な経営指標の推移（連結）

（単位：億円、％）

	2023年度中間期	2024年度中間期	2025年度中間期	2023年度	2024年度
連結経常収益	838	922	1,158	1,670	1,942
連結経常利益	127	198	225	223	330
親会社株主に帰属する中間純利益	84	140	161	—	—
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	156	257
連結中間包括利益	100	127	232	—	—
連結包括利益	—	—	—	396	46
連結純資産額	10,106	10,465	9,154	10,402	10,384
連結総資産額	133,894	128,217	133,095	133,086	122,654
1株当たり純資産額	219.02円	235.50円	297.77円	232.63円	231.78円
1株当たり中間純利益	3.87円	6.45円	9.87円	—円	—円
1株当たり当期純利益	—円	—円	—円	7.20円	11.83円
潜在株式調整後1株当たり中間純利益	—円	—円	—円	—円	—円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	—円	—円	—円	—円	—円
自己資本比率（％）	7.51	8.13	6.84	7.78	8.43
連結普通株式等Tier1比率（％）	11.38	11.17	9.46	11.15	10.94
連結Tier1比率（％）	11.73	11.84	10.11	11.83	11.61
連結総自己資本比率（％）	12.98	13.03	11.42	13.03	12.88
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,565	△2,736	10,784	1,310	△5,639
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,148	△1,186	△773	△2,465	△1,409
財務活動によるキャッシュ・フロー	△45	△65	△1,411	254	△15
現金及び現金同等物の中間期末残高	18,603	12,343	17,866	—	—
現金及び現金同等物の期末残高	—	—	—	16,331	9,266
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	3,785人 [1,019]	3,768人 [1,042]	3,684人 [1,095]	3,701人 [1,024]	3,691人 [1,046]

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり（中間）当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。  
 2. 自己資本比率は、（（中間）期末純資産の部合計－（中間）期末株式引受権－（中間）期末新株予約権－（中間）期末非支配株主持分）を（中間）期末資産の部の合計で除して算出しています。  
 3. 連結自己資本比率は、株式会社商工組合中央金庫法第23条第1項の規定に基づく平成20年金融庁・財務省・経済産業省告示第2号に定められた算式に基づき算出しています。商工中金は、国際統一基準を採用しています。なお、2022年度よりパーゼルⅢ最終化を早期適用して算出しています。  
 4. 従業員数は、就業人員数（出向者を除く）を記載しています。

### ■ 対処すべき課題

国内金利の上昇に伴い、当金庫を含む国内金融機関の資金利益は増加基調で推移する一方で、人口減少やAI・ロボティクス技術等の急速な技術革新などの影響で、日本の産業構造は大きく変化し、お取引先中小企業の課題は多様化・複雑化しています。その中でも安定的な収益を確保していくためには、お取引先との対話を通じた課題・ニーズの共有、及び踏み込んだ支援に伴う付加価値の高いソリューションの提供を一層加速させていく必要があります。

商工中金は、中小企業と地域社会にかかわる多様なステークホルダーが集まる「中小企業経済圏の拡大・活性化を通じて、圏の参加者の価値向上に貢献し続ける」という「商工中金グループのありたい姿」を設定しました。

単なる金融機関の枠を超えて「集めて・つなげて・価値を創る」プロデューサーの役割を果たし、中小企業と地域社会にかかわる多様なステークホルダーと協働し、すべてのステージの中小企業に価値を提供していくことで、「企業の未来を支えていく。日本を変化につよくなる。」というPURPOSEの実現を目指してまいります。

## >>> 中間連結財務諸表

商工中金の中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、PwC Japan有限責任監査法人の監査証明を受けています。

本ディスクロージャー誌に掲載の中間連結財務諸表は、上記の中間連結財務諸表に基づいて作成しております。

### ■ 中間連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	2024年度中間期 (2024年9月30日現在)	2025年度中間期 (2025年9月30日現在)	科目	2024年度中間期 (2024年9月30日現在)	2025年度中間期 (2025年9月30日現在)
(資産の部)			(負債の部)		
現金預け金	1,258,497	1,809,247	預金	6,342,382	6,930,840
コールローン及び買入手形	280,281	85,970	譲渡性預金	185,280	339,800
買入金銭債権	27,731	24,633	債券	3,245,270	3,145,920
特定取引資産	25,412	26,460	コールマネー及び売渡手形	—	173,932
有価証券	1,324,514	1,402,720	債券貸借取引受入担保金	335,861	390,975
貸出金	9,564,191	9,639,981	特定取引負債	16,229	15,875
外国為替	23,530	19,169	借入金	1,288,222	1,021,241
その他資産	218,338	207,130	外国為替	178	572
有形固定資産	36,964	34,845	社債	100,000	100,000
無形固定資産	33,399	32,596	その他負債	71,632	90,941
退職給付に係る資産	42,227	38,713	賞与引当金	4,657	5,004
繰延税金資産	34,659	40,444	退職給付に係る負債	702	705
支払承諾見返	144,997	149,679	役員退職慰労引当金	184	204
貸倒引当金	△193,014	△202,023	睡眠債券払戻損失引当金	39,480	28,270
資産の部合計	12,821,733	13,309,569	その他の引当金	94	90
			繰延税金負債	48	42
			支払承諾	144,997	149,679
			負債の部合計	11,775,220	12,394,095
			(純資産の部)		
			資本金	218,653	218,653
			危機対応準備金	129,500	129,500
			特別準備金	400,811	400,811
			資本剰余金	1	1
			利益剰余金	263,974	285,275
			自己株式	△1,164	△140,789
			株主資本合計	1,011,774	893,451
			その他有価証券評価差額金	26,626	14,551
			繰延ヘッジ損益	△152	3,352
			退職給付に係る調整累計額	4,471	325
			その他の包括利益累計額合計	30,945	18,229
			非支配株主持分	3,793	3,793
			純資産の部合計	1,046,513	915,474
			負債及び純資産の部合計	12,821,733	13,309,569

■ 中間連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	2024年度中間期 (2024年 4月 1日から 2024年 9月30日まで)	2025年度中間期 (2025年 4月 1日から 2025年 9月30日まで)
経常収益	92,280	115,875
資金運用収益	66,655	84,636
(うち貸出金利息)	58,952	72,793
(うち有価証券利息配当金)	4,014	7,150
役務取引等収益	7,834	7,376
特定取引収益	4,406	3,077
その他業務収益	12,085	12,081
その他経常収益	1,298	8,702
経常費用	72,444	93,335
資金調達費用	8,326	21,175
(うち預金利息)	2,529	9,928
(うち債券利息)	2,706	7,543
役務取引等費用	1,441	1,248
特定取引費用	22	—
その他業務費用	13,684	12,036
営業経費	38,728	43,445
その他経常費用	10,241	15,428
経常利益	19,835	22,540
特別利益	723	877
固定資産処分益	723	877
特別損失	21	197
固定資産処分損	21	77
減損損失	—	120
税金等調整前中間純利益	20,537	23,219
法人税、住民税及び事業税	6,275	4,593
法人税等調整額	223	2,509
法人税等合計	6,498	7,102
中間純利益	14,039	16,116
非支配株主に帰属する中間純利益	—	—
親会社株主に帰属する中間純利益	14,039	16,116

■ 中間連結包括利益計算書

(単位：百万円)

科目	2024年度中間期 (2024年 4月 1日から 2024年 9月30日まで)	2025年度中間期 (2025年 4月 1日から 2025年 9月30日まで)
中間純利益	14,039	16,116
その他の包括利益	△1,256	7,098
その他有価証券評価差額金	△1,040	3,998
繰延ヘッジ損益	△263	2,951
退職給付に係る調整額	47	148
中間包括利益	12,782	23,215
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	12,782	23,215
非支配株主に係る中間包括利益	—	—

## ■ 中間連結株主資本等変動計算書

2024年度中間期（2024年4月1日から2024年9月30日まで）

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	危機対応準備金	特別準備金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	218,653	129,500	400,811	0	256,462	△1,159	1,004,267
当中間期変動額							
剰余金の配当					△6,527		△6,527
親会社株主に帰属する中間純利益					14,039		14,039
自己株式の取得						△4	△4
自己株式の処分				0		0	0
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）							
当中間期変動額合計	—	—	—	0	7,511	△4	7,507
当中間期末残高	218,653	129,500	400,811	1	263,974	△1,164	1,011,774

	その他の包括利益累計額				非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	27,666	111	4,423	32,201	3,796	1,040,266
当中間期変動額						
剰余金の配当						△6,527
親会社株主に帰属する中間純利益						14,039
自己株式の取得						△4
自己株式の処分						0
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	△1,040	△263	47	△1,256	△3	△1,260
当中間期変動額合計	△1,040	△263	47	△1,256	△3	6,247
当中間期末残高	26,626	△152	4,471	30,945	3,793	1,046,513

2025年度中間期（2025年4月1日から2025年9月30日まで）

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	危機対応準備金	特別準備金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	218,653	129,500	400,811	1	275,685	△1,169	1,023,481
当中間期変動額							
剰余金の配当					△6,527		△6,527
親会社株主に帰属する中間純利益					16,116		16,116
自己株式の取得						△139,620	△139,620
自己株式の処分				0		0	0
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）							
当中間期変動額合計	—	—	—	0	9,589	△139,620	△130,030
当中間期末残高	218,653	129,500	400,811	1	285,275	△140,789	893,451

	その他の包括利益累計額				非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	10,553	401	177	11,131	3,796	1,038,410
当中間期変動額						
剰余金の配当						△6,527
親会社株主に帰属する中間純利益						16,116
自己株式の取得						△139,620
自己株式の処分						0
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	3,998	2,951	148	7,098	△3	7,094
当中間期変動額合計	3,998	2,951	148	7,098	△3	△122,936
当中間期末残高	14,551	3,352	325	18,229	3,793	915,474

■ 中間連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科目	2024年度中間期 (2024年 4月 1日から 2024年 9月30日まで)	2025年度中間期 (2025年 4月 1日から 2025年 9月30日まで)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	20,537	23,219
減価償却費	3,007	5,351
減損損失	—	120
貸倒引当金の増減(△)	△2,409	5,776
賞与引当金の増減額(△は減少)	△34	309
退職給付に係る資産の増減額(△は増加)	△1,083	△1,400
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	43	14
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	△18	△23
睡眠債券戻戻損失引当金の増減(△)	△1,723	△9,870
環境対策引当金の増減額(△は減少)	△66	—
その他の引当金の増減額(△は減少)	4	△0
資金運用収益	△66,655	△84,636
資金調達費用	8,326	21,175
有価証券関係損益(△)	1,246	△684
為替差損益(△は益)	1,192	88
固定資産処分損益(△は益)	△702	△799
特定取引資産の純増(△)減	△4,490	△937
特定取引負債の純増減(△)	4,578	297
貸出金の純増(△)減	47,883	△19,424
預金の純増減(△)	113,013	714,081
譲渡性預金の純増減(△)	△323,500	238,000
債券の純増減(△)	△50,730	△63,670
借入金(劣後特約借入金を除く)の純増減(△)	△181,765	△119,421
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△)減	3,195	△6,882
コールローン等の純増(△)減	177,584	△71,489
コールマネー等の純増減(△)	△102,271	173,932
債券貸借取引受入担保金の純増減(△)	51,872	221,270
外国為替(資産)の純増(△)減	1,956	1,796
外国為替(負債)の純増減(△)	△1,122	△229
資金運用による収入	68,574	85,729
資金調達による支出	△6,166	△15,686
その他	△29,259	△11,560
小計	△268,983	1,084,445
法人税等の支払額	△4,645	△5,962
営業活動によるキャッシュ・フロー	△273,628	1,078,482
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△396,265	△381,797
有価証券の売却による収入	108,088	50,825
有価証券の償還による収入	175,128	253,703
有形固定資産の取得による支出	△702	△584
無形固定資産の取得による支出	△5,714	△929
有形固定資産の売却による収入	783	1,454
投資活動によるキャッシュ・フロー	△118,682	△77,327
財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約借入れによる収入	—	5,000
自己株式の取得による支出	△4	△139,620
自己株式の売却による収入	0	0
配当金の支払額	△6,527	△6,527
非支配株主への配当金の支払額	△3	△3
財務活動によるキャッシュ・フロー	△6,535	△141,151
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△398,845	860,004
現金及び現金同等物の期首残高	1,633,160	926,658
現金及び現金同等物の中間期末残高	1,234,314	1,786,663

□ 注記事項 (2025年度中間期)

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社 10社  
会社名  
八重洲商工株式会社  
株式会社商工中金情報システム  
商工サービス株式会社  
八重洲興産株式会社  
株式会社商工中金MIRAIハーベスト  
株式会社商工中金経済研究所  
商工中金リース株式会社  
商工中金カード株式会社  
商工中金キャピタル株式会社  
株式会社商工中金ヒューマンデザイン  
(連結の範囲の変更)  
株式会社商工中金MIRAIハーベストは新規設立により、当中間連結会計期間から連結の範囲に含めております。
- (2) 非連結子会社 2社  
会社名  
八重洲緑関連事業協同組合  
つながる未来ファンド(匿名組合)  
非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。
- (3) 他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず子会社としなかった当該他の会社等  
当該他の会社等の数 1社  
投資事業等を営む連結子会社が、投資育成等を図ることを目的に出資したものであり、傘下に入れる目的ではないことから、子会社として取り扱っておりません。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結子会社  
該当ありません。
- (2) 持分法適用の関連会社  
該当ありません。
- (3) 持分法非適用の非連結子会社 2社  
会社名  
八重洲緑関連事業協同組合  
つながる未来ファンド(匿名組合)
- (4) 持分法非適用の関連会社 1社  
会社名  
サザンカパートナーズ株式会社  
持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除外しております。
- (5) 他の会社等の議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連会社としなかった当該他の会社等  
当該他の会社等の数 2社  
当金庫及び投資事業等を営む連結子会社が、投資育成等を図ることを目的に出資したものであり、傘下に入れる目的ではないことから、関連会社として取り扱っておりません。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

- 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。  
9月末日 10社

4. 開示対象特別目的会社に関する事項

- (1) 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要  
該当ありません。
- (2) 開示対象特別目的会社との取引金額等  
該当ありません。

5. 会計方針に関する事項

- (1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準  
金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下、「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。  
特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

なお、派生商品については、特定の市場リスク又は特定の信用リスクに関して金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

#### (2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

#### (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

なお、特定の市場リスク又は特定の信用リスクに関して金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

#### (4) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

当金庫の有形固定資産は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：2年～60年

その他：2年～20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当金庫及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

##### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。

#### (5) 貸倒引当金の計上基準

当金庫の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2022年4月14日）に規定する正常先債権及び要注先債権に相当する債権については、危機対応業務に係る損害担保付貸出とそれ以外の債権とにグルーピングし、また、要注先債権のうち要管理債権以外のその他の要注先債権（以下、「その他の要注先債権」という。）については、さらに貸出条件緩和の有無によりグルーピングしております。これらのグループ毎に、主としてそれぞれ今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者と与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

#### (6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

#### (7) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

#### (8) 睡眠債券払戻損失引当金の計上基準

睡眠債券払戻損失引当金は、負債計上を中止した債券等について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

#### (9) その他の引当金の計上基準

その他の引当金は、商品の引き換えに備えるために、その引当見込額を計上した販売促進引当金であります。

#### (10) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（14年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日から損益処理

なお、連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

#### (11) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当金庫の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。

#### (12) 重要なヘッジ会計の方法

##### ① 金利リスク・ヘッジ

当金庫の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

##### ② 為替変動リスク・ヘッジ

当金庫の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

##### ③ 連結会社間取引等

デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間（又は内部部門間）の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引に対して、業種別委員会実務指針第24号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識を行っております。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

連結子会社の一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

#### (13) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

## (追加情報)

#### (特別準備金)

2008年10月1日の株式会社化に伴い、株式会社商工組合中央金庫法附則第5条に基づき、資本金、利益剰余金から特別準備金への振替を行っております。

なお、特別準備金は次の性格を有しております。

(1) 剰余金の額の計算においては、株式会社商工組合中央金庫法第43条の規定に基づき、特別準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されません。

- (2) 欠損のてん補を行う場合、株式会社商工組合中央金庫法第44条第1項の規定に基づき、資本準備金及び利益準備金の額の合計額が零となったときは、特別準備金の額を減少することができます。なお、特別準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、株式会社商工組合中央金庫法第44条第3項の規定に基づき、特別準備金の額を増加しなければなりません。
- (3) 自己資本の充実の状況その他財務内容の健全性が向上し、その健全性が確保されるに至ったと株式会社商工組合中央金庫が認める場合には、株式会社商工組合中央金庫法第45条の規定に基づき、株主総会の決議によって、特別準備金の額の全部又は一部を国庫に納付するものとされています。
- (4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、株式会社商工組合中央金庫法第46条の規定に基づき、特別準備金の額を国庫に納付するものとされています。

(危機対応準備金)

株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の3に基づき、危機対応業務の円滑な実施のため、政府が出資した金額を危機対応準備金として計上しております。

なお、危機対応準備金は次の性格を有しております。

- (1) 剰余金の額の計算においては、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の6第1項の規定により読み替えて適用される同法第43条の規定に基づき、危機対応準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
- (2) 欠損のてん補を行う場合、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の4の規定に基づき、特別準備金の額が零となったときは、危機対応準備金の額を減少することができます。なお、危機対応準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の6第1項の規定により読み替えて適用される同法第44条第3項の規定に基づき、危機対応準備金の額を増加しなければなりません。この危機対応準備金の額の増加は、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の6第2項の規定に基づき、特別準備金の額の増加に先立って行うこととされています。
- (3) 危機対応業務の円滑な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至ったと株式会社商工組合中央金庫が認める場合には、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の5及び第2条の6第1項の規定により読み替えて適用される同法第45条の規定に基づき、株主総会の決議によって、危機対応準備金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付するものとされています。
- (4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の6第1項の規定により読み替えて適用される同法第46条及び同法附則第2条の6第3項の規定に基づき、危機対応準備金の額を国庫に納付するものとされています。

(貸倒引当金)

貸倒引当金の計上にあたっては、「取引先区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」及び「予想損失額に関する将来見込み等」を主要な仮定として設定しております。

「取引先区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各取引先の収益獲得能力等を個別に評価し、設定しております。「予想損失額に関する将来見込み等」として、中間連結決算日時点における個々の引当金算定区分の貸倒実績率等には反映されない信用リスクを織り込んでおります。

正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、前連結会計年度末日時点の大口取引先に対する債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を基礎として、中間連結決算日以降の突発的な貸倒リスクを織り込むための引当金を追加計上しております。その他の要注意先債権のうち貸出条件緩和を有する債権については、前々連結会計年度は、新型コロナウイルス制度融資返済開始等に伴う貸倒実績率の高まりに着目し、今後3年間の予想損失率の見積りにあたって、当該1年間の実績を基礎として予想損失額を推計することで、将来見込み等必要な修正を加えた貸倒引当金を算出しております。当中間連結会計期間は、前々連結会計年度において採用した推計方法に、前連結会計年度の実績を反映して予想損失額を推計しております。

また、破綻懸念先債権に相当する債権(キャッシュ・フロー見積法適用先を除く)の予想損失率については、算定期間数を拡大することで中長期の景気循環の影響が均された過去の貸倒実績を基礎としております。その上で、過去の経済指標の実績値と破綻懸念先債権の損失実績率の関係を分析し、直近の経済指標の実績値から推計される損失率が過去の貸倒実績率を上回る場合には、足もとの景気悪化の状況を反映するため、当該損失率を予想損失率として貸倒引当金を算出しております。この算出方法に基づき、当中間連結会計期間は、過去の貸倒実績率を予想損失率として使用しております。

なお、前連結会計年度より、貸倒引当金の計上に伴う会計上の見積りの仮定について重要な変更は行ってございません。

(睡眠債券払戻損失引当金)

負債計上を中止した債券等のうち、現物債および登録債形式の商工債券について、すべての元金と利子の支払いを2027年9月30日(以下、「払戻終了日」という。)までとすることを決定しております。

主要な仮定として払戻終了日までの期間の払戻が増加することを見込むため、過去の特定の基準以上の払戻実績を参照し睡眠債券払戻損失引当金を算定しております。

なお、複数の代替的な見積りを比較検討した上で最も合理的と判断した方法を採用しております。

(中間連結貸借対照表関係)

1. 非連結子会社及び関連会社の株式又は出資金の総額

株式	24百万円
出資金	2,711百万円

2. 株式会社商工組合中央金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間連結貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	141,915百万円
危険債権額	159,759百万円
要管理債権額	94,450百万円
三月以上延滞債権額	2,037百万円
貸出条件緩和債権額	92,412百万円
小計額	396,125百万円
正常債権額	9,517,076百万円
合計額	9,913,201百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

47,345百万円

4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	639,921百万円
計	639,921百万円

担保資産に対応する債務

預金	1,253百万円
債券貸借取引受入担保金	390,975百万円
借入金	100,000百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用等として、次のものを差し入れております。

有価証券	88,705百万円
また、その他資産には、金融商品等差入担保金及び保証金・敷金等が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。	
金融商品等差入担保金	71,440百万円
保証金・敷金等	1,740百万円

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

融資未実行残高 2,017,295百万円  
うち原契約期間が1年以内のもの又は  
任意の時期に無条件で取消可能なもの 1,768,864百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の中止又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 有形固定資産の減価償却累計額 71,911百万円  
減価償却累計額
7. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれております。  
劣後特約付借入金 20,000百万円
8. 社債には、劣後特約付社債が含まれております。  
劣後特約付社債 100,000百万円
9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額 5,210百万円

### (中間連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	2,186,531	—	—	2,186,531	
合計	2,186,531	—	—	2,186,531	
自己株式					
普通株式	10,797	895,000	1	905,795	(注)
合計	10,797	895,000	1	905,795	

(注) 自己株式のうち普通株式の増加は、株主総会決議に基づく政府保有株式の取得によるもの及び単元未満株式の買取請求に応じたことによるものであります。減少は、単元未満株式の買取請求に応じたことによるものであります。

2. 配当に関する事項

- (1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月19日 定時株主総会	普通株式 (政府分)	2,702	3.0 (注)	2025年3月31日	2025年6月23日
	普通株式 (政府以外分)	3,824	3.0		

(注) 配当時の株式会社商工組合中央金庫法第50条により、政府の所有する株式に対し剰余金の配当をする場合には、政府以外の者の所有する株式1株に対して配当する剰余金に1を超えない範囲で政令で定める割合を乗じて得た額を政府の所有する株式1株に対して配当しなければならないとされておりました。なお、株式会社商工組合中央金庫法施行令第15条により、政令で定める割合は10分の10とされていました。

- (2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの  
該当事項はありません。

### (中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金預け金勘定 1,809,247百万円  
日本銀行預け金を除く預け金 △22,583百万円  
現金及び現金同等物 1,786,663百万円

### (中間連結損益計算書関係)

1. その他経常収益には、次のものを含んでおります。  
償却債権取立益 43百万円  
株式等売却益 373百万円  
睡眠債券払戻損失引当金戻入益 7,760百万円
2. 営業経費には、次のものを含んでおります。  
給与・手当 20,705百万円  
減価償却費 5,351百万円  
業務委託費 5,868百万円  
租税公課 3,340百万円
3. その他経常費用には、次のものを含んでおります。  
貸出金償却 0百万円  
貸倒引当金繰入額 15,318百万円  
株式等償却 30百万円  
債権売却損 68百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（(注1)参照）。また、現金預け金、コールローン及び買入手形、外国為替（資産・負債）、コールマネー及び売渡手形、債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

また、「中間連結貸借対照表計上額」の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

(単位：百万円)

	中間連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)有価証券			
満期保有目的の債券	504,917	464,366	△40,550
其他有価証券	869,237	869,237	—
(2)貸出金	9,639,981		
貸倒引当金（*1）	△199,097		
	9,440,883	9,399,029	△41,853
資産計	10,815,038	10,732,634	△82,403
(1)預金	6,930,840	6,934,892	4,052
(2)譲渡性預金	339,800	339,905	105
(3)債券	3,145,920	3,125,228	△20,691
(4)借入金	1,021,241	973,635	△47,605
負債計	11,437,801	11,373,661	△64,139
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	5,834	5,834	—
ヘッジ会計が適用されているもの	4,885	4,885	—
デリバティブ取引計	10,720	10,720	—

(\*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(\*2) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( ) で表示しております。

(注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金の中間連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	2025年9月30日
非上場株式（*1）（*2）	19,154
組合出資金（*3）	9,411

(\*1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(\*2) 当中間連結会計期間において、非上場株式について30百万円減損処理を行っております。

(\*3) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時 価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
有価証券				
其他有価証券				
国債	427,484	—	—	427,484
地方債	—	243,343	—	243,343
社債	—	48,508	5,812	54,321
株式	44,241	1,706	—	45,947
その他	64,738	33,401	0	98,140
資産計	536,464	326,959	5,813	869,237
負債計	—	—	—	—
デリバティブ取引（*）				
金利関連	—	15,292	—	15,292
通貨関連	—	(4,571)	—	(4,571)
デリバティブ取引計	—	10,720	—	10,720

(\*) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( ) で表示しております。

(2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債	406,790	—	—	406,790
地方債	—	57,576	—	57,576
貸出金	—	—	9,399,029	9,399,029
資産計	406,790	57,576	9,399,029	9,863,396
預金	—	6,934,892	—	6,934,892
譲渡性預金	—	339,905	—	339,905
債券	—	3,125,228	—	3,125,228
借入金	—	973,635	—	973,635
負債計	—	11,373,661	—	11,373,661

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

**資 産****有価証券**

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

私募債は、私募債の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。なお、発行体からの保証料は、元利金の合計額に含めております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する私募債については、担保及び保証による回収見込額等を時価としております。当該時価はレベル3の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

**貸出金**

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間の割引手形は、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの割引現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出金を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

**負 債****預金、及び譲渡性預金**

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いた割引現在価値により時価を算定しております。割引率は、市場金利を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

**債券**

当金庫の発行する債券の時価は、市場価格によって算定しており、レベル2の時価に分類しております。

金利スワップの特例処理の対象とされた債券については、当該金利スワップの時価を反映しております。

**借入金**

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を当該借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて現在価値を算定しております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

金利スワップの特例処理の対象とされた借入金については、当該金利スワップの時価を反映しております。

**デリバティブ取引**

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に債券先物取引や金利先物取引がこれに含まれます。

ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。また、取引相手の信用リスク及び当金庫自身の信用リスクに基づく価格調整を行っております。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、プレイン・パニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引等が含まれます。重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しております。

(注2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に分類される金融商品の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(有価証券関係)

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

1. 満期保有目的の債券 (2025年9月30日)

	種類	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結 貸借対照表計上額 を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が中間連結 貸借対照表計上額 を超えないもの	国債	446,994	406,790	△40,204
	地方債	57,922	57,576	△345
	小計	504,917	464,366	△40,550
合計		504,917	464,366	△40,550

2. その他有価証券 (2025年9月30日)

	種類	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借 対照表計上額が 取得原価を 超えるもの	株式	45,234	9,543	35,691
	債券	1,300	1,280	20
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	1,300	1,280	20
	その他	80,418	57,740	22,677
	小計	126,952	68,563	58,389
中間連結貸借 対照表計上額が 取得原価を 超えないもの	株式	712	802	△89
	債券	723,850	760,143	△36,293
	国債	427,484	458,001	△30,516
	地方債	243,343	247,754	△4,410
	社債	53,021	54,387	△1,366
	その他	22,014	22,814	△799
	小計	746,577	783,760	△37,183
合計		873,529	852,323	21,206

3. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、0百万円（うち、その他の証券0百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先 時価が取得原価に比べて下落  
 要注意先 時価が取得原価に比べて30%以上下落  
 正常先 時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託 (2025年9月30日)

該当事項はありません。

2. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (2025年9月30日)

該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額 (百万円)
評価差額	21,206
その他有価証券	21,206
(+) 繰延税金資産 (又は (△) 繰延税金負債)	△6,654
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	14,551
(△) 非支配株主持分相当額	—
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	14,551

## (デリバティブ取引関係)

## 1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

## (1) 金利関連取引 (2025年9月30日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	金利先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	725,571	663,259	△21,079	△21,079
	受取変動・支払固定	719,757	629,757	31,485	31,485
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
売建	—	—	—	—	
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	10,406	10,406

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

## (2) 通貨関連取引 (2025年9月30日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ				
	為替予約	2,406,651	2,351,556	△3,399	△3,399
	売建	122,827	568	△2,903	△2,903
	買建	66,277	253	1,731	1,731
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	△4,571	△4,571

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

## (3) 株式関連取引 (2025年9月30日)

該当事項はありません。

## (4) 債券関連取引 (2025年9月30日)

該当事項はありません。

## (5) 商品関連取引 (2025年9月30日)

該当事項はありません。

## (6) クレジット・デリバティブ取引 (2025年9月30日)

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引 (2025年9月30日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ 受取固定・支払変動	有価証券、債券、 借入金、社債	508,580	508,580	△4,326
	受取変動・支払固定		105,000	105,000	9,211
金利スワップの特例処理	金利スワップ 受取固定・支払変動	債券、借入金	2,484,260	2,152,260	(注2)
	受取変動・支払固定		—	—	
合計		—	—	—	4,885

(注) 1. 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。  
2. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている債券、借入金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該債券、借入金の時価に含めて記載しております。

(2) 通貨関連取引 (2025年9月30日)

該当事項はありません。

(3) 株式関連取引 (2025年9月30日)

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引 (2025年9月30日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	2,509百万円
貸借契約締結に伴う増加額	336百万円
時の経過による調整額	1百万円
当中間連結会計期間末残高	2,847百万円

(注) 貸借契約に関連して敷金が資産計上されている場合の資産除去債務については、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当中間連結会計期間の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産関係について記載すべき重要なものはありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額及び算定上の基礎

		当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
1株当たり純資産額		297円77銭
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額	百万円	915,474
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	534,104
（うち危機対応準備金）	百万円	129,500
（うち特別準備金）	百万円	400,811
（うち非支配株主持分）	百万円	3,793
普通株式に係る中間期末の純資産額	百万円	381,369
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末の普通株式の数	千株	1,280,735

(注) 純資産額の算定にあたっては、株式会社商工組合中央金庫法施行規則に基づき、危機対応準備金及び特別準備金を控除しております。

2. 1株当たり中間純利益及び算定上の基礎

		当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
1株当たり中間純利益		9円87銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	16,116
普通株主に帰属しない金額	百万円	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	16,116
普通株式の期中平均株式数	千株	1,632,870

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

## セグメント情報

### 【セグメント情報】

#### 1. 報告セグメントの概要

当金庫グループの報告セグメントは、当金庫グループの構成単位のうち分離された財務諸表が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当金庫グループは、銀行業を中心に、リース業などの金融サービスを提供しております。

したがって、当金庫グループは業務別のセグメントから構成されており、「銀行業」及び「リース業」の2つを報告セグメントとしております。

「銀行業」は、中小企業等協同組合その他主として中小規模の事業者を構成員とする団体及びその構成員に対する金融の円滑化を図るために、貸出、預金、為替、保証等の金融サービスを提供しております。「リース業」は、主として株式会社商工組合中央金庫の取引先に対しリース・割賦等の金融サービスを提供しております。

#### 2. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、経常利益ベースの数値であります。

セグメント間の取引における取引価格及び振替価格は市場実勢価格に基づいております。

#### 3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前中間連結会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他 (注2)	合計	調整額 (注3)	中間連結 財務諸表 計上額 (注4)
	銀行業	リース業	計				
経常収益（注1）							
外部顧客に対する 経常収益	80,495	11,194	91,689	590	92,280	—	92,280
セグメント間の内部 経常収益	194	1	195	4,150	4,346	△4,346	—
計	80,689	11,195	91,885	4,741	96,626	△4,346	92,280
セグメント利益	19,643	185	19,828	24	19,853	△17	19,835
セグメント資産	12,744,363	98,245	12,842,609	10,111	12,852,720	△30,986	12,821,733
セグメント負債	11,714,213	84,392	11,798,606	3,355	11,801,961	△26,741	11,775,220
その他の項目							
減価償却費	3,013	10	3,024	11	3,036	△28	3,007
資金運用収益	66,681	2	66,684	12	66,696	△40	66,655
資金調達費用	8,210	151	8,362	1	8,363	△37	8,326
特別利益	723	—	723	—	723	—	723
（固定資産処分益）	723	—	723	—	723	—	723
特別損失	21	0	21	—	21	—	21
（固定資産処分損）	21	0	21	—	21	—	21
（減損損失）	—	—	—	—	—	—	—
税金費用	6,405	60	6,466	37	6,503	△5	6,498
有形固定資産及び無形 固定資産の増加額	6,456	5	6,461	2	6,464	△46	6,417

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、事務代行業、ソフトウェア開発業、情報サービス業、クレジットカード業及び投資業等を含んでおります。

3. 調整額は、次のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額△17百万円は、セグメント間取引消去△17百万円であります。

(2) セグメント資産の調整額△30,986百万円は、セグメント間取引消去△30,986百万円であります。

(3) セグメント負債の調整額△26,741百万円は、セグメント間取引消去△26,741百万円であります。

(4) 減価償却費の調整額△28百万円は、セグメント間取引消去△28百万円であります。

(5) 資金運用収益の調整額△40百万円は、セグメント間取引消去△40百万円であります。

(6) 資金調達費用の調整額△37百万円は、セグメント間取引消去△37百万円であります。

(7) 税金費用の調整額△5百万円は、セグメント間取引消去△5百万円であります。

(8) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額△46百万円は、セグメント間取引消去△46百万円であります。

4. セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

当中間連結会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注2)	合計	調整額 (注3)	中間連結 財務諸表 計上額 (注4)
	銀行業	リース業	計				
経常収益 (注1)							
外部顧客に対する 経常収益	103,987	11,237	115,225	650	115,875	—	115,875
セグメント間の内部 経常収益	252	1	253	2,505	2,758	△2,758	—
計	104,239	11,239	115,479	3,155	118,634	△2,758	115,875
セグメント利益	22,329	95	22,425	74	22,499	40	22,540
セグメント資産	13,228,701	102,177	13,330,878	10,998	13,341,876	△32,307	13,309,569
セグメント負債	12,329,769	88,271	12,418,040	4,069	12,422,110	△28,014	12,394,095
その他の項目							
減価償却費	5,387	11	5,399	11	5,410	△58	5,351
資金運用収益	84,711	2	84,714	20	84,734	△97	84,636
資金調達費用	20,953	310	21,264	6	21,270	△94	21,175
特別利益	877	—	877	—	877	—	877
(固定資産処分益)	877	—	877	—	877	—	877
特別損失	197	—	197	—	197	—	197
(固定資産処分損)	77	—	77	—	77	—	77
(減損損失)	120	—	120	—	120	—	120
税金費用	7,028	32	7,060	28	7,088	14	7,102
有形固定資産及び無形 固定資産の増加額	1,512	22	1,535	1	1,537	△23	1,513

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、事務代行業、ソフトウェア開発業、情報サービス業、クレジットカード業、投資業及び人材サービス業等を含んでおります。また、2025年4月1日付で新規設立した株式会社商工中金MIRAIハーベストは、「その他」に含めております。

3. 調整額は、次のとおりであります。

- (1) セグメント利益の調整額40百万円は、セグメント間取引消去40百万円であります。
  - (2) セグメント資産の調整額△32,307百万円は、セグメント間取引消去△32,307百万円であります。
  - (3) セグメント負債の調整額△28,014百万円は、セグメント間取引消去△28,014百万円であります。
  - (4) 減価償却費の調整額△58百万円は、セグメント間取引消去△58百万円であります。
  - (5) 資金運用収益の調整額△97百万円は、セグメント間取引消去△97百万円であります。
  - (6) 資金調達費用の調整額△94百万円は、セグメント間取引消去△94百万円であります。
  - (7) 税金費用の調整額14百万円は、セグメント間取引消去14百万円であります。
  - (8) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額△23百万円は、セグメント間取引消去△23百万円であります。
4. セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

## &gt;&gt;&gt; 営業の状況（連結）

## ■ 金融再生法開示債権およびリスク管理債権（連結）

(単位：億円、%)

		2024年度中間期	2025年度中間期
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	(A)	1,314	1,419
危険債権	(B)	1,679	1,597
要管理債権	(C)	726	944
三月以上延滞債権		12	20
貸出条件緩和債権		713	924
小計	(D) = (A) + (B) + (C)	3,721	3,961
IV分類額	(E)	766	846
(IV分類額控除後)	(D) - (E)	(2,954)	(3,114)
正常債権		94,558	95,170
合計	(F)	98,279	99,132
総与信に占める割合 (%)	((D) - (E)) / ((F) - (E))	3.0	3.2

- (注) 1. 上記は「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」に基づき査定を行い、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」「危険債権」「要管理債権」および「正常債権」に4区分したものです。
2. 開示債権の区分
- ①破産更生債権およびこれらに準ずる債権……………破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権
- ②危険債権……………債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権
- ③要管理債権……………上記①②を除く、三月以上延滞債権および貸出条件緩和債権
- ④正常債権……………債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして上記①～③の債権以外のものに区分される債権
3. IV分類額とは、自己査定により回収不能と区分された債権額であり、全額貸倒引当金を計上しています。
4. IV分類額控除後とは、注2①～③の開示債権額の合計から、注3の金額を控除した金額です。